

千葉県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年3月23日

千葉県監査委員 穴 倉 輝 雄

同 宮 原 清 貴

同 岩 井 雅 夫

同 三 瓶 輝 枝

4千総業第342号

令和5年3月15日

千葉市監査委員 宍倉輝雄様
同 宮原清貴様
同 岩井雅夫様
同 三瓶輝枝様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年度及び令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第3 外部監査の結果 第2章 個別監査の結果 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

4. 路政課の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②道路台帳への道路情報の登載について【路政課】 (報告書 P183)</p> <p>路政課では、市道の新設、開発行為の帰属及び既存道路の改良工事などに伴い、道路法に基づき議会の議決や道路区域変更の手続きを行っており、道路台帳登載のため、必要なデータを作成し、道路管理システムのデータ修正を実施している。</p> <p>これらの業務は 適時、適切に行わなければならないが、毎年度、道路台帳へ登載する道路の中には、極めてまれに実際には供用している道路であっても、道路台帳への登載が漏れていたものが見受けられる。</p> <p>これらの未登録の道路の存在に係る原因は、所管課である路政課においても正確に把握することは難しいものもあり、現況平面図の作成や道路台帳の作成等を行う際に、結果として、道路の現況を正確に反映しているものではなかったものと判断される。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>道路台帳の利用者にとって有用な情報としての道路台帳に一部登載漏れがある場合、正確な道路情報に基づく事業の実施に支障をきたす危険性が内在しているものと考えられる。また、道路台帳の情報は普通交付税交付金の算定に当たり、基準財政需要額の基礎係数になるものであり、一部の延長距離とはいえ、重要な情報であると考えられる。以上のことから、重要な情報の登載漏れがないよう、現在の道路台帳更新に係る事務処理手順等への事例の追記等を行い、組織内で注意喚起をし、その情報の共有及び履行を徹底するなど、土木事務所を含む道路建設及び改良担当部門と連携を強化して、正確な情報に基づく道路情報の適時、的確な登載に心がけられたい。</p>	<p>令和4年3月25日付で、路政課長が土木事務所を含む道路建設及び改良担当部門の各所管課長に対し、留意事項を掲載した業務フローを示すとともに、道路工事完了後は道路工事完了通知書を速やかに提出するよう通知した。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-2 大規模公園等の監査結果について

3. 稲毛海浜公園の監査結果について (3) 結果 ③物品の適正な管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ 所有者が不明な物品について【公園管理課】 （報告書 P187）</p> <p>稲毛海浜公園内にある庭球場において、使用することができないローラーが、また野球場において使用することができるコンプレッサーが倉庫に保管されているが、スポーツクラブ NAS 株式会社が所有するものではなく、また、市の所有物でもないため、前任の指定管理者の残置物と考えられている。一方、基本協定書においては、指定期間の満了時等の措置として原状回復が規定されており、指定管理者が正当な理由がなく管理施設を原状に回復しない場合には、千葉市は指定管理者に代わって管理施設を原状に回復するために必要な措置をとることができると記載されている。</p> <p>千葉市が必要な措置を取っていない結果、稲毛海浜公園内にあるスポーツ施設において、所有権が不明な資産が存在することとなり、適正な物品管理が行われていない状況が生じており、改善を要する。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>適正な物品管理を実施するために、公園管理課は、所有権が不明な物品に関して、基本協定書において規定されているとおり、指定管理者に代わって管理施設を原状に回復するために必要な措置をとられたい。</p>	<p>稲毛海浜公園における物品について、使用することができないローラーについては廃棄を行い原状回復した。また、コンプレッサーについては、使用可能な物品であったことから備品登録を行った。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 4. 花島公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①指定管理者が寄贈した備品について【公園管理課】（報告書 P220）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>千葉市において指定管理者を募集するにあたり、利益の還元方法を定めている。</p> <p>平成29年度～令和元年度にかけて、花島公園では移動式硝子ミラー、フットサルゴール、スポットクーラー等の寄贈を受けているが、公園管理課においては寄付目録に記載しておらず、物品等の台帳にも登録していなかった。</p> <p>物品の寄贈があった場合には、物品会計規則第23条に基づき、その受入れを所属の物品取扱員等に通知するとともに、第46条に基づき、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録する必要がある。実際の物品と備品明細一覧表等の帳簿との間に不一致が生じていることから、合規性に対する違反であると認められた。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>指定管理者から寄贈された備品について、千葉市物品会計規則に則り、物品の受入処理を行い、備品明細一覧表等の帳簿に記載されたい。</p>	<p>指定管理者から寄贈された物品のうち、物品会計規則に規定する備品に該当するものについては、各備品を所有する所管課において適切に備品登録を行った。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-2 大規模公園等の監査結果について

5. 泉自然公園の監査結果について (3) 結果 ②フォレストアドベンチャー・千葉(有)パシフィックネットワーク)について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. FA事業の変更申請手続について【若葉公園緑地事務所】（報告書 P236）</p> <p>FA事業の事業計画書に記載されている内容について、現在までの変更の有無について確認したところ、アスレチックコースの変更及びアスレチック施設の利用者料金の変更が実施されていた。</p> <p>この点について、所管の若葉公園緑地事務所にそれぞれの計画変更に伴う手続について確認したところ、前者については変更前にコース図面の協議が実施されていた。後者については料金改定の報告を受けるにとどまっており、基本協定書及び設置許可条件書における所定の手続が実施されていなかった。</p> <p>アスレチック施設のコース変更については、基本協定書における事業計画書の変更であり、設置許可条件書においては許可を受けたコースを変更する場合に該当し、その変更の際には、書面による申請・承諾又は許可を行うべきであったが、未実施であった。また、利用料金の変更については、基本協定書における事業計画書の変更であり、設置許可条件書においては利用料金等の変更をする場合に該当し、書面による申請・承諾又は、許可を行うべきであったが、未実施であった。</p> <p>これらの手続により、詳細な変更内容の把握、内容の妥当性検証、変更に至った経緯を記録することは、重要であり、所定の変更申請書類の提出は必要であったと考える。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>FA事業について、事業計画の変更や設置許可施設の変更等が生じた場合には、基本協定書及び設置許可条件書に従い、所定の手続を実施されたい。</p>	<p>事業計画の変更（アスレチックコースの変更及びアスレチック施設の利用者料金の変更）に伴い、基本協定書及び設置許可条件書に従い、所定の手続を実施した。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-2 大規模公園等の監査結果について

8. 千葉マリスタジアムの監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤スタジアム管理契約書に記載の再委託先の承認について【(株)千葉ロッテマリーンズ】（報告書P316）</p> <p>(株)千葉ロッテマリーンズは、(株)千葉マリスタジアムと施設の管理業務委託に係る契約を締結しており、千葉マリスタジアムの施設管理及び使用料の収納に関する業務を委託している。</p> <p>施設管理業務委託契約書第9条第2項において、(株)千葉マリスタジアムが第三者に再委託する場合には、事前に(株)千葉ロッテマリーンズが書面による承諾を行う必要がある旨が記載されているが、(株)千葉マリスタジアムからの再委託に関しては書面による事前の承諾がなされていない。</p> <p>(株)千葉ロッテマリーンズは、(株)千葉マリスタジアムが一部の業務を再委託している事実を把握しており、また、一部の再委託先から(株)千葉マリスタジアムが入手した業務日報の提出を受けている。さらに(株)千葉マリスタジアムは業務を再委託して業務報告を行っていることから、(株)千葉ロッテマリーンズは(株)千葉マリスタジアムが再委託している事実を秘匿しているものではないと考えられるが、両社の長年にわたる協業関係から、本来実施しなければならない書面による再委託の承諾が慣例により行われなくなったため、再委託の可否や直接委託の意思決定の機会が形式的に確保されていないことが問題点である。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>(株)千葉マリスタジアムと締結した施設管理業務に係る契約書第9条第2項に基づき、委託した業務が再委託される場合には、再委託の可否等を検討し直接委託の意思決定の機会を確保するためにも事前に報告を受け、検討した上で書面により承諾した旨を通知されたい。</p>	<p>(株)千葉ロッテマリーンズは、受託者である(株)千葉マリスタジアムから再委託先の報告及び承認依頼書の提出を受け、書面による事前の承諾を行った。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 9. その他指定管理対象の都市公園の監査結果について

9-1. 千葉市都市公園施設の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③使用不可能な備品の除却漏れについて【公園管理課】（報告書 P332）</p> <p>有吉公園及び古市場公園を現場往査し、備品現物と備品台帳を照合したところ、使用不可又は使用見込みがないと考えられる備品（ロードローラー及びコートローラー）が、廃止手続が行われることなく備品台帳に登録されている事例が発見された。</p> <p>市所管課によると、指定管理者は年1回4月頃に備品の状態について報告しており、また、モニタリングの一環として定期的に現地の視察を行っていることから、備品の状態を把握することはできているものの、適切な事務についての認識が十分でなかったことから、廃止手続を行っていなかったということである。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>市所管課においては、指定管理者からの報告や現地の視察により使用不可又は使用見込みがないと考えられる備品の存在を確認した場合には、適時に廃止手続を行う事務を徹底されたい。</p>	<p>当該備品については、経年劣化による動作不良のため、不用申請及び廃棄処分を行った。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 9. その他指定管理対象の都市公園の監査結果について

9-1. 千葉市都市公園施設の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>④使用不可能な備品の場内放置について【公園管理課】（報告書 P333）</p> <p>有吉公園野球場の歩道脇に、ブルーシートを被せられた状態で、古びたロードローラーが放置されていた。その外観からは、備品として使用されなくなってから長期間放置されているものと推察される。当該備品の異動の経緯については不明であるが、現在の備品台帳には、これに該当すると考えられる備品の登録はない。</p> <p>当該備品は明らかに不要な備品であるため、廃棄処分する必要がある。また、使用不可能になった備品を、利用者から目の付きやすい歩道脇に放置しておくことは、公園施設の管理として不適切である。</p> <p>市所管課としても、モニタリングの一環で現地の視察をしているのであるから、その際に、放置されている備品を発見し、指定管理者に適切な指導ができていなかったという点で問題がある。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>市所管課は、指定管理者に対して、不要備品の適切な一時保管と速やかな廃棄処分について適切に指導されたい。</p>	<p>不要備品の一時保管及び処理方法について、指定管理者と協議を行うとともに、令和4年2月18日付けで廃棄処分を行った。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 9. その他指定管理対象の都市公園の監査結果について

9-1. 千葉市都市公園施設の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑥指定管理者が購入した備品の所有権の帰属について【公園管理課】（報告書 P336）</p> <p>古市場公園野球場を現場往査した際に、野球場のベンチ脇に発電機が置いてあった。当該発電機については、市の備品台帳に登録されていることが確認できなかったため、所有権の帰属について指定管理者に確認したところ、指定管理者が購入したものであり、指定管理者の所有物であるとの回答を得た。現場往査時には購入財源が不明確であったため、後日、市所管課に確認したところ、指定管理者が指定管理料を財源として購入したものであることが判明した。</p> <p>「千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター管理運営の基準」によると、「指定管理者が指定管理料を財源として指定期間中に取得した備品は市に帰属する」と規定されている。したがって、当該発電機については、市所有の備品として認識する必要がある。</p> <p>【結果（指摘①）】</p> <p>市所管課は、当該発電機について備品の受入手続を行い、備品台帳に登録されたい。</p>	<p>当該発電機について、所有する所管課において適切に備品登録を行った。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 9. その他指定管理対象の都市公園の監査結果について

9-1. 千葉市都市公園施設の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑥指定管理者が購入した備品の所有権の帰属について【公園管理課】（報告書 P336）</p> <p>古市場公園野球場を現場往査した際に、野球場のベンチ脇に発電機が置いてあった。当該発電機については、市の備品台帳に登録されていることが確認できなかったため、所有権の帰属について指定管理者に確認したところ、指定管理者が購入したものであり、指定管理者の所有物であるとの回答を得た。現場往査時には購入財源が不明確であったため、後日、市所管課に確認したところ、指定管理者が指定管理料を財源として購入したものであることが判明した。</p> <p>「千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター管理運営の基準」によると、「指定管理者が指定管理料を財源として指定期間中に取得した備品は市に帰属する」と規定されている。したがって、当該発電機については、市所有の備品として認識する必要がある。</p> <p>【結果（指摘②）】</p> <p>市所管課は、指定管理者に対して、管理運営の基準の規定内容を周知徹底されたい。</p>	<p>令和4年3月15日付けで、指定管理者に対し、「千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター管理運営の基準」の規定内容について周知し、備品の所有権の帰属について再発防止の徹底を図った。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 9. その他指定管理対象の都市公園の監査結果について

9-1. 千葉市都市公園施設の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③公衆電話の管理について【公園管理課】（報告書 P340）</p> <p>高浜庭球場を現場往査したところ、受付に古い公衆電話が設置されているが、故障しており使用できない状態であった。</p> <p>千葉市都市公園施設の管理運営の基準の「第5 その他の重要事項」においては、指定管理者は公衆電話の適切な管理を行う旨が規定されているところ、公衆電話が故障している状態を放置している状況は、適切な管理とは言い難く、管理運営の重要事項が満たされていないという点で問題がある。指定管理者は市所管課に対して、故障中の公衆電話について、撤去又は交換等の適切な対応を促す必要がある。それを受けて、市所管課は公衆電話の必要性について検討し、今後使用する見込みがないのであれば、電話機の撤去を行う必要がある。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>市所管課は指定管理者と協議の上、現在故障中の公衆電話の撤去と代替機の必要性について検討されたい。</p>	<p>指定管理者と協議した結果、今後使用する見込みがないため令和4年1月26日付けで撤去した。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-3 出資団体の監査結果について

1. 株式会社千葉マリスタジアムの監査結果について (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③スタジアム管理契約書に記載の再委託先の承認について【(株)千葉マリスタジアム】(報告書P373)</p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、(株)千葉ロッテマリーンズと施設の管理業務委託に係る契約を締結しており、千葉マリスタジアムの施設管理及び使用料の収納に関する業務を委託している。</p> <p>施設管理業務委託契約書第9条第2項において、(株)千葉マリスタジアムが第三者に再委託する場合には、事前に(株)千葉ロッテマリーンズから書面による承諾を得る必要がある旨が記載されているが、書面による事前の承諾がなされていない。</p> <p>(株)千葉ロッテマリーンズは、(株)千葉マリスタジアムが一部の業務を再委託している事実を把握しており、また、一部の再委託先から(株)千葉マリスタジアムが入手した業務日報の提出を受けている。さらに(株)千葉マリスタジアムは業務を再委託して業務報告を行っていることから、(株)千葉ロッテマリーンズは(株)千葉マリスタジアムが再委託している事実を秘匿しているものではないと考えられるが、両社の長年にわたる協業関係から、本来実施しなければならない書面による再委託の承諾が慣例により行われなくなったため、再委託の可否や直接委託の意思決定の機会が形式的に確保されていないことが問題点である。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、株式会社千葉ロッテマリーンズと締結した施設管理業務に係る契約書第9条第2項に基づき、受託した業務を再委託する場合には、株式会社千葉ロッテマリーンズより書面による事前の承諾を得られたい。</p>	<p>(株)千葉マリスタジアムは、委託者である(株)千葉ロッテマリーンズに再委託先の報告及び承認依頼書の提出を行い、書面による事前の承諾を得た。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-4 第3次実施計画事業の監査結果について 1. 花のあふれるまちづくりに係る監査結果について (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①花いっぱい市民活動の推進についてイ. 花の報告書の提出について【緑政課】（報告書 P384）</p> <p>花苗の配布については、要綱に記載しているルールに従い、次に挙げるとおり申請により配布しており、配布後の結果については、「花の報告書」を所管課に提出することとしている。</p> <p>市所管課は花苗助成を行った団体に対して、花の報告書の提出を求めているが、花の報告書の回収が不十分となっており、平成30年度は春季87.7%、秋季91.1%であったが、令和2年度は、春季74.4%、秋季78.1%と回収率が悪く、花の報告書の提出が年々低くなっていることが分かった。</p> <p>花苗助成事業の成果を把握するためにも団体からの報告を受け、活動結果や実施状況を確認すべきである。また、花の報告書の提出が年々低くなっている要因も、市の所管課の提出に向けた働きかけが不十分であることも一因であると考えられる。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>「花いっぱい市民活動助成」の目的は、千葉市において、緑や花に囲まれ、様々なものが融合する、多種多様な魅力がある都市として、市民に愛着を持ってもらうことを目指している。そのため、市所管課としては、花苗の助成だけではなく、花苗の助成後の各団体の活動結果においても把握することが重要である。したがって、花の報告書が要綱に従い提出されるよう助成団体に効果的に働きかけを行われたい。</p>	<p>「花の報告書」について、令和3年度に花苗助成を行った団体に対し、所属職員から積極的な働きかけを行った結果、回収率は向上した。</p>